

入札説明書

1 公告日

令和6年11月28日(木)

2 委託名

令和6年度沖縄県指定道路マップ更新委託業務

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月15日までを契約期間とする。

4 委託の概要

「指定道路マップ」を沖縄県地図情報システムで公開するためのデータ整備として、画像データ等を数値地形図上に配置する。

5 当該入札及び契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

(1) 名称

沖縄県土木建築部建築指導課 指導班

(2) 場所 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

連絡先 電話番号 098-866-2413 FAX 番号 098-866-3557

6 入札説明書等の配付等

(1) 入札説明書(本資料のこと)及び仕様書等(以下「入札説明書等」という。)は、次のとおり配付する。

ア 配付期間

公告の日から令和6年12月10日(火)まで

イ 配付場所 沖縄県ホームページにて

(2) 入札説明書等に対する問い合わせの場所

5 (2) に記載の場所若しくは連絡先にて

7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和6年12月17日(火) 午前11時00分入札、午前11時10分開札

(2) 場所

教育庁入札室(県庁13階)

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

8 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 資本金が500万円以上である法人であること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

(5) 沖縄県内に事業所(契約可能な本店又は支店等)があること。

(6) プライバシーマークの認定またはISO27001認証を有している者であること。

(7) 入札参加資格確認申請期限日から当該委託業務の落札決定日までの間において、本 県

の指名停止措置を受けていないこと。

- (8) 本委託業務に際し、この公告および仕様書に合致した業務を確実に履行できる者であること。

9 入札方法等

- (1) 入札書の様式は、第2号様式に定める。
- (2) 入札書は書面により、直接持参して提出すること。
- (3) 入札の方法
 - ア 入札参加者は、入札執行に先立ち、入札保証金の確認を受けること。
 - イ 入札参加者は、委託費内訳書を持参すること。
 - ウ 代理人がする入札の場合は、本人の委任状を持参すること。なお、委任状の様式は第3号様式に定める。
 - エ 落札決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは、取りやめることがある。

10 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)第100条の規定により、入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号の一に該当すると認められる場合は入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有するもので過去2年以内に、国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらの契約を全て誠実に履行した者について、その者が本役務の契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (2) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出するとき。

11 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、当該無効入札をした者は、13により再度入札を行う場合において、これに加わることができない。

- (1) 沖縄県財務規則第126条各号の一に該当する入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反する入札は、無効とする。
- (2) 一般競争入札参加資格の確認を受けた者の入札であっても、開札時において8に定める一般競争入札参加資格要件を満たさない者のした入札は、無効とする。
- (3) 代理入札において、入札書に代理人氏名または代理人押印のない入札は、無効とする。
- (4) 沖縄県土木建築部競争入札心得第5条各号の一に違反する入札は、無効とする。

12 落札者等の決定方法

- (1) 本競争は、開札後、落札決定を保留し、予定価格の範囲内で有効な最低の価格をもって入札を行った者(以下「落札候補者」という。)、上位3者(上位のものと同額のもの)

複数いる場合はこの限りでない。) から順に競争参加資格の審査を行い、適格者が確認できた時点で、落札者を決定する。尚、落札者決定後は、次順位以降のものの競争参加資格の審査は行わないものとする。

- (2) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者決定候補順を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

13 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行う。なお、再度の入札は、2回までとする。

14 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則第101条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、10(1)(2)のいずれかに該当すると認められる場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。